

令和 7 年度尾張旭市健康診査受診勧奨委託業務
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和 7 年度尾張旭市健康診査受診勧奨委託業務（以下、「本業務」という。）について、尾張旭市（以下、「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、市が委託する本業務について、公募型プロポーザルにより業務実施能力等の審査を行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定することを目的とする。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務委託名

令和 7 年度尾張旭市健康診査受診勧奨委託業務

(2) 業務内容

別添「令和 7 年度尾張旭市健康診査受診勧奨委託業務」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 特定健康診査分

5, 610, 000 円

(2) 後期高齢者医療健康診査分

4, 922, 000 円

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6・7 年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受け

ていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程（予定）

内容	日時
公募開始	4月14日（月）
質問受付期間	4月14日（月）～4月18日（金）
質問回答期日	4月28日（月）
参加表明書等提出期限	5月 2日（金）
企画提案書提出期限	5月 9日（金）
審査結果通知	5月20日（火）
契約に関する協議	別途通知
契約締結	6月上旬予定

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書表紙（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

8 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入の上、下記電子メールアドレス宛てに提出すること。

- (2) 提出期限

令和7年4月18日（金） 午後5時15分（必着）

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

- (3) 提出先

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保庶務係
電子メールアドレス hokeniryou@city.owariasahi.lg.jp

(4) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和7年4月28日（月）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなすものとする。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
参加表明書（様式1）	原本1部	5月2日（金）午後5時15分

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出先

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保庶務係

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類等

提出書類	提出部数等	提出期限
企画提案書表紙（様式2）	原本1部 （クリップ留め） 写し7部 （ステープラー留め）	5月9日（金） 午後5時15分
企画提案書（様式任意）		
団体概要（様式3）		
業務実績（様式4）		
業務実施体制（様式5）		
予定技術者調書（様式6）	原本1部	
参考見積書（任意様式）		

※ 参考見積書は、業務内容及び企画提案書に記載された全ての業務について
の見積金額の合計及び内訳金額（税込）を特定健康診査分と後期高齢者医療
健康診査分に区分して記載すること。

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可）とする。

なお、横長のスライドを縦に2つ並べ、A4規格・縦に納めて作成する場合には、サイズ等読みやすさに配慮すること。

イ 文字サイズは11pt以上とする。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 企画提案書の基本的な内容

別紙「審査基準表」を参考に、以下の事項についての提案を含め簡潔に記載すること。

(ア) 本業務の考え方・企画

(イ) 実施内容

(ウ) 個人情報保護及び安全管理体制

(エ) 業務実績

(オ) 業務実施体制

(3) 提出先

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保庶務係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

1.1 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口に提出すること。なお、市は辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

1.2 企画提案書の審査方法等

(1) 審査方法

審査委員により、別紙「審査基準表」による書類審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる参加者を選定する。

合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、審査結果を市のホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

1.3 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる参加者と当該業務について協議を

行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる参加者が契約の締結を辞退した場合は、次順位の参加者から順次契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。ただし、審査委員が適切でないと判断した場合はこの限りでない。

1.4 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。この場合において、本プロポーザルの結果、審査員が適切でないと判断した場合は、契約を締結しないことがある。

1.5 連絡先

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保庶務係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8150

FAX：0561-52-3749

電子メール：hokeniryou@city.owariasahi.lg.jp